

## 未払賃金の立替払制度のお知らせ

この度の東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※））が大震災によって被害を受けたことにより、倒産状態になり賃金が支払われなかった方に対し、一定の条件のもとで、国が企業に代わって未払の賃金をお支払（立替払）する制度があります。

※法律上の倒産手続きを取っている場合は、大企業も対象となります。

被災地域で働いていた皆様のために、相談と申請の受付を行っています。

なお、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただくことが必要であり、この申請期限は「退職してから6月以内」となっておりますので、できるだけ早く相談していただくようお願いします。

詳しくは、青森労働局労働基準部監督課までお尋ねください。

**未払いとなっている賃金はありませんか？**

【お問い合わせ先】 **青森労働局労働基準部監督課**

(TEL 017-734-4112、FAX 017-734-5821)